

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきまして、令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算の算定にあたっては、以下の3要件を満たしている必要があります。

- (1) 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- (2) 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

(3)の「見える化」要件とは、介護サービスの情報公表制度やホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)を以下の通り公表いたします。

## 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み(職場環境等要件)について

区分	内容	実施事項
入職促進	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	広報誌やブログを充実させ、積極的な情報発信の実施
資質向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	人材育成基本方針に基づく新任・階層・課題別研修会を計画的に実施し、求められる課題に対応できる職員の能力開発を推進
両立支援	有給休暇が取得しやすい環境の整備	労働時間の適正管理や年休消化など、職員のワークライフバランスの改善を推進
健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	介護ロボットの更なる活用と導入により、業務の効率化や腰痛予防等の環境改善の推進
生産性向上	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	見守り支援・服薬管理・記録システム等、各施設に合った介護ロボットの試験導入と効果検証・全体活用に向けた取組を推進
やりがいの醸成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	感染症予防に配慮した新たな形での交流の実施